

ルータあんしんサポート 利用規約

備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第1章 総則

第1条 (サービス提供等)

- 株式会社スピーディア（以下「当社」といいます。）は、「ルータあんしんサポート規約」（以下「本規約」といいます。）に従って、「ルータあんしんサポート」（以下「本サービス」といいます。）を提供します。なお、本サービスの詳細は、別紙1の「本サービスの詳細」に定めるものとします。
- 次条に定義する契約者に対して発する第3条に規定する通知は、本規約の一部を構成するものとします。
- 当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。
- 契約者が本サービスを利用するには、本規約のほか、各サービスの利用規約、利用条件等に同意するものとします。本規約と各サービスの利用規約と抵触する条項等が存在する場合は各サービスの利用規約における定めが優先的に適用されるものとします。

第2条 (用語の定義)

本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

- ルータあんしんサポート：当社が提供するルータ機器の利用に関するサポートサービス
※本サービスの詳細は、別紙1「本サービスの詳細」に記載します。
- 契約者：当社が指定する方法にて本サービスへの申込を行い、当社がこれを承諾し、当社所定の手続きを完了した者
- 利用契約：本規約に基づき当社と契約者との間に締結される、本サービスにおける各種サービスの提供に関する契約
- 契約者設備：本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- 本サービス用設備：当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア
- 本サービス用設備等：本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア（当社が登録電気通信事業者電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。）
- 契約開始月：本サービスの詳細は、別紙1「本サービスの詳細」に記載します。
- 消費税相当額：消費税法（昭和63年法律第108号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額ならびに地方税法（昭和25年法律第226号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第3条 (通知)

- 当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
- 前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設

第4条 (契約約款の変更)

- 当社は、本規約（本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。）を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、改定後の新約款を適用するものとします。
- 変更後の契約約款については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。
- 当社の、本サービスに関する本規約を表示するURLは、下記のとおりです。

記

[router_yakkan.pdf \(speedia.jp\)](router_yakkan.pdf (speedia.jp))

第5条 (合意管轄)

契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、仙台地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

第6条 (準拠法)

本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第7条 (協議)

本規約に記載のない事項および記載された項目について疑義が生じた場合は、契約者と当社は誠意を持って協議のうえ、解決にあたることとします。

第2章 本サービスの利用契約の締結等

第8条 (利用の申込み)

本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第9条 (契約者の登録情報等の変更)

- 契約者は、その住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限、その他、当社への届出内容を変更するときは、可能な場合は事前に、不可能な場合は事後直ちに当社所定の変更手続きを行うものとします。
- 本条第1項の届出がなかったこともしくは届出の遅滞により、契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第10条 (契約者からの解約)

本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。

- 契約者が、利用契約を解約しようとする場合は、当社所定の方法によりその旨を当社に通知するものとします。この場合、毎月15日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の末日に、毎月16日から末日までに当社に通知があったものについては当該通知のあった月の翌月末日に、本契約の解約が成立するものとします。
- 契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約を自動的に更新するものとします。
- 契約者が利用契約を解約する場合、当社は解約月の末日をもってサービスの利用停止の処置をとるものとします。
- 本条による解約の場合、当該時点において発生してい

る利用料金その他の債務の履行は第4章に基づきなされるものとします。

- (5) 当社は契約者に対し、特定商取引法に基づく書面並びに重要事項説明書を送付またはマイページ上に掲載いたします。同書面到着日から起算して8日を経過するまでに書面または電磁的記録で申し出ること、契約の解除(クーリングオフと呼びます)を行うことができるものとします。契約開始日ならびに各書面は、利用開始日以降から加入サービスのマイページより確認できるものとします。

第11条 (当社からの解約)

1. 当社は、契約者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することが明らかになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
 - (1) 契約者が実在しない場合
 - (2) 本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合
 - (3) 契約者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合
 - (4) 契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手續が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合
 - (5) 契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合
 - (6) 契約者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合
 - (7) その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合
2. 当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第12条 (権利の譲渡制限)

本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第13条 (設備の設置・維持管理および接続)

1. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2. 契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、本サービスの対象となる登録電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3. 当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章 本サービス

第14条 (本サービスの提供範囲)

本サービスの提供範囲は、別紙1の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第15条 (本サービスの廃止)

1. 当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的

にまたは永続的に廃止することがあります。

2. 当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3. 本条第1項により当社が本サービスを廃止した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第4章 利用料金

第16条 (本サービスの利用料金、算定方法等)

本サービスの利用料金は、別紙1内の「3.料金等について」に定めるとおりとします。

第17条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、契約開始月から起算して利用契約の解約月までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2. 前項の期間において、第25条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
3. 本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、契約開始月より利用料金が発生するものとします。
4. 当社の責に帰さない事由により契約者が本サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第18条 (利用料金の支払方法)

1. 契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、当社指定の方法で支払うものとします。
2. 前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第5章 契約者の義務等

第19条 (自己責任の原則)

1. 契約者は、契約者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2. 契約者は、①本サービスの利用に伴い、他者に対して損害を与えた場合、または②他者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、他者から損害を受けた場合または他者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3. 契約者は、他者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該他者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4. 当社は、契約者がその故意または過失により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第20条 (禁止事項)

契約者は、本サービスを利用して、次の行為を行わないものとします。

- (1) 当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。

- (2) 当社もしくは他者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (3) 当社もしくは他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
- (4) 当社もしくは他者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為。
- (5) 詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
- (6) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
- (7) 他者になりすまして本サービスを利用する行為。
- (8) ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または他者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
- (9) 他者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
- (10) 本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により他者の個人情報を収集する行為。
- (11) その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不相当と認める行為。

第21条 (著作権)

本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品（本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。）に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社または当社に使用を許諾した権利者に帰属するものとします。契約者は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。

- (1) 本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
- (2) 複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第6章 当社の義務等

第22条 (当社の維持責任)

当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第23条 (本サービス用設備等の障害等)

1. 当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限り速やかに契約者にその旨を通知するものとします。
2. 当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、速やかに本サービス用設備を修理または復旧します。
3. 当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を指示するものとします。
4. 当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第24条 (個人情報の取扱)

1. 契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意いただきます。
2. 当社は、本サービスの提供に当たって、本サービスのすべて、または一部で取得する情報およびその他契約者から取

得した個人情報の取扱については、当社がホームページ (<http://www.speedia.co.jp/policy/privacy.php>) 上に定めるプライバシーポリシー（個人情報保護方針）に従うものとします。

第7章 利用の制限、中止および停止

第25条 (保守等による本サービスの中止)

当社は、次の場合には、本サービスの提供を中止することがあります。

- (1) 当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
- (2) 当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
- (3) 登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
- (4) 契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
- (5) 当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生しても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第8章 損害賠償等

第26条 (損害賠償の制限)

1. 当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関し当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2. 当社が契約者に対して損害賠償責任を負う場合であっても、利用料金の24ヶ月分を賠償の上限とします。
3. 当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4. 当社は、本サービスの提供をもって、ルータの故障によって生じた事象（インターネットに接続ができない等）の解決を保証するものではありません。本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
5. 当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。
6. 当社は、第15条（本サービスの廃止）、第25条（保守等による本サービスの中止）の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、ならびに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任を負いません。

- ん。
7. サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんする等の手段で国家または社会の重要な基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
 8. 当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

以上

附則

- ・本利用規約は2022年9月1日より施行します。
- ・当社は、本利用規約およびそれに付随する書面、提供サービス内容を契約者へ予告なく変更する場合があります。この場合、本サービスの利用条件は、変更後の内容が適用されます。
- ・当該変更内容は、当社が別途定める場合を除いて、オンライン上に表示した時点より効力を生じるものとします。

別紙1：本サービスの詳細

1.本サービスの内容

<定義>

「ルータあんしんサポート」は、当社の提供する「インターネット接続サービス」の契約者かつ「Wi-Fiルータ無料レンタル」の契約者が有する下記の対象機器に生じた自然故障、破損・水漏れ・水没による故障（以下、総称して「故障等」といい、詳細は下記に定めます。）に関して、下記に定める交換品提供サービスをいいます。

<対象機器>

「対象機器」とは、契約者が所有、または貸与された、ネットワーク間を相互接続する通信機器（ルータ）をいい、下記のいずれかの条件を満たすものとします。

- (1) 「Wi-Fiルータ無料レンタル」の利用により当社が契約者に貸与した機器。
- (2) 本サービスの利用により当社が契約者に提供した機器。
- (3) 上記の機器につき、機器製造元(以下メーカーと言います。)の保証を利用し、メーカーから代替品として提供を受けた機器。

<故障等の内容>

- ・自然故障・・・
対象機器の取扱説明書、添付ラベル等の注意書に沿った使用下で発生した故障をいいます。
 - ・破損・・・
対象機器を契約者の軽過失又は不可抗力（第三者による場合も含みます。）により、破損させてしまった場合の全損、一部損等の故障をいいます。
 - ・水濡れ・水没・・・
対象機器を契約者の軽過失又は不可抗力（下記の除外事項以外の第三者による場合も含みます。）により、水濡れ・水没させてしまった場合の故障をいいます。
- ※対象機器本体の消耗、変質、変色等による損害、経年劣化は、故障等に含まれません。

<交換品提供サービス>

- (1) 「交換品提供サービス」とは、故障等した対象機器につき、当該機器と同等の性能を有する機器（交換品）を当社が選定し、契約者に提供することをいいます。
- (2) 当社が選定する交換品は、新品(未使用品を含む)であり、契約者はメーカー、型番等の指定はできないものとします。
- (3) 本サービスが提供された場合、契約者が当社へ送付した故障等した対象機器については、契約者は当該機器に関する一切の権利を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。
- (4) 交換品に不具合がある場合、契約者は交換品のメーカーの窓口へ直接連絡をし、メーカーが定める保証期間においてサポートを受けるものとします。

<免責事項>

- ・交換品提供サービスの結果生じるいかなる責任や保証を当社は負いかねます。

2.本サービス利用方法

<利用方法>

- (1) 本サービスの利用およびご相談は、当社が運営する下記の受付窓口までご連絡ください。

ルータあんしんサポートセンター

窓口電話番号 050-3181-6921

受付時間 10：00～18：00(当社指定日を除く)

- (2) 本サービス利用時は、契約者本人が本サービスに加入されていることを口頭にて申告することとします。その際に、個人情報の保護に関する法律に基づき、依頼者が契約者本人であることの証明をお願いする場合があります。
- (3) 受付窓口は、契約者の故障等した対象機器の状況等について、電話にて確認します。
- (4) 上記確認の結果、対象機器に本サービスの提供可能な故障等が生じていると受付窓口が判断する場合、契約者は、受付窓口の案内に従って、故障等した機器を送付するものとします。当該送付に係る費用は、契約者負担とします。
- (5) 対象機器のメーカーが定める保証期間(メーカー保証期間)中の故障等の場合、契約者は直接メーカーに問い合わせるものとします。
- (6) 本サービスは、日本語のみのサポートとなり、日本国内でのみ提供します。

<サービス提供のみなし完了>

当社が交換品の発送後、1か月を経過しても、当社又は指定配送業者の責めに帰すべき事由によらず、交換品の配送が完了しない場合には、当社は、当該契約者へ交換品提供サービスの提供を完了したものとみなします。なお、契約者が受領しないことから、当社に返却された機器は、返却された日から30日間で契約者は当該機器に関する一切の権利を放棄したものとし、当社が処分できるものとします。

<サポートの提供期間及び免責期間>

- (1) 本サービスの契約開始日は、以下日付のうち遅い日とする。
 1. 当社の提供する「インターネット接続サービス」のサービス開始日
 2. 「Wi-Fiルータ無料レンタル」により提供されるルータ機器の初回発送日
 3. 本サービス加入日
- (2) 本サービスの提供期間は、下記に定める免責期間終了日の翌日から、終了原因を問わず、利用契約が終了するまでの期間とします。
- (3) 当社が本サービスの提供義務を負わない免責期間は、本サービスの契約開始日もしくは「Wi-Fiルータ無料レンタル」または本サービスにより、当社が契約者にルータを発送した日のいずれか遅い日から起算して、1年間とします。
- (4) 「Wi-Fiルータ無料レンタル」の保証開始日より後に、本サービスの契約を開始した場合、免責期間は、本サービスの契約開始日から1年間とします。
- (5) 契約者が本サービスを利用し、当社が交換品を契約者に発送した場合、改めて免責期間が発生するものとし、免責期間は、当社が交換品を契約者に発送した日から起算して1年間とします。

3.料金等について

<月額利用料金>

ルータあんしんサポート：220円（税込）/月額

※上記を基準として、加入時に当社が別途定めた月額料金がある場合は、加入時の月額料金を優先するものとする。

<解約違約金>

解約時の違約金は発生しません。